

令和 7 年度 瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会（第 3 回） 会議要旨

- 日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金） 13 時 30 分から 16 時 00 分まで
- 場 所：瑞浪市化石博物館（レクチャールーム）
- 出席者：秋山晶則、澤井計宏、中井正幸、豊田富士人、臼田寿生、渡邊俊美、加藤博一、
棚橋哲夫、小野友記子、小林新平
水野義康、砂田普司、河野和弘（事務局）
株式会社イビソク（計画策定支援業務の受託業者：2 名）、傍聴者 1 名あり

■内容

1. あいさつ

スポーツ文化課長あいさつ（内容は省略）

2. 意見・助言を求める事項

1) 中山道整備基本計画 素案の内容について

事務局から【資料 1】について、朱書き・黄着色箇所が加除訂正箇所である旨を説明し、意見・助言を求めた。

（出席者からの意見・助言は以下の通り）

《第 1 章について》

- ・第 4 節の瑞浪市の関連計画に「中山道保存活用計画」の記載がない。9 頁の図 1-7 には記載があるが、整備基本計画と密接にかかわる計画であるので要旨や理念などを含めて加筆が必要。

《第 3 章について》

- ・第 1 節に街道等にかかわる記録を多数掲載しているが、孫引きの記載が多い。原本からの引用が望ましいので、詳細は後日事務局に伝えたい。

《第 5 章について》

- ・基本理念に「道路保全」の文言を用いているが、一里塚や石造物なども包括する文言としては「史跡の保全」等が望ましい。
- ・基本理念に「地域との協働」の文言を用いているが、基本方針にはこれに対応する記載がない。特に方針 1 にかかわる事と考えられるので、基本方針あるいは 50 頁の表の中にこの文言を追記した方が良い。
- ・最近は官民連携（PPP）による取り組みが進んでいる。基本理念でなく計画の骨子でも良いので、この文言を入れておけば後々官民連携の取り組みを進めやすくなる。
- ・計画の骨子の保存整備に「復元」の文言が入っているが、これは本来の保存の意味とそぐわないため、保存整備よりも活用整備の項目に記載した方が良い。
- ・街道整備・石畳の保存について、新規に整備や修繕を実施する際は、暫定整備（既設の

設備等)の効果や耐久性等についての評価が必要になる。現状変更等許可申請に際してもそれらを記載することとなるので、その視点が必要であることに留意してほしい。

- ・一里塚の保存について、「復元整備のための情報が不足していることから」の文言を「景観の維持・向上のため」など、積極的な表現に修正した方が良い。

2) 街道の整備手法について

事務局から【資料2】を用いて、第5章第3節のうち(1)街道整備について説明を行い、意見・助言を求めた。

(出席者からの意見・助言は以下の通り)

≪各地区共通事項について≫

- ・砕石安定材には様々な構造・素材の製品があるので、設計時に詳細に検討してほしい。
- ・路面排水(横断)は水流を適切に誘導するために、道路進行方向に直角に設置するのではなく、斜めに設置する必要がある。註として記載することが望ましい。
- ・路面排水(横断)の②ゴム製の仕切り板は歩行者が躓く原因となるため、極力控えた方がよい。
- ・路面排水(側溝)の硬化マットは、対策として良い工法だと思うが、マット敷設後の周辺整備との調和が気になる。色合いなどの詳細を確認してほしい。

≪地区別事項について≫

[鴨之巣～平岩地区]

- ・秋葉坂の整備手法に「たたき風舗装も検討する」の文言を加えてほしい。
- ・路面排水(横断排水)の註に「設置間隔」についての記載はあるが、「設置場所」の文言も加えた方がよい(他地区についても同様)。

[琵琶峠地区]

- ・6頁の「水路の法面保護」の表現について、この表現だと目的が「護岸」なのか「法面保護」であるのかが分かりにくい。「護岸」と「法面保護」では想定する工法が大きく異なってくるので修正が必要。
- ・法面保護の手法について、註に「必要に応じて、裏込め、水抜き対策等について検討を加える」などを加筆した方がよい。
- ・路肩の崩落対策としては、路肩の表流水をどのように処理するかが大きな課題であり、註に「路肩部の構造等について検討を加える」などを加筆した方がよい。
- ・近年、降雨量の増加によって琵琶峠西端部(最下流部)の側溝から雨水が溢れるという事態が生じている。西端部の側溝が細いこと(上流部より下流部の側溝が小さいこと)が要因と思われるので、註に「西端部の側溝の規模・構造について検討を加える」などを加筆した方がよい。
- ・図4の整備概念図は、整備イメージを共有するために掲載することが望ましいが、こういった概念図を作成する場合、遺構面、保護面、整備面、現況(GL)面、また史跡の境

界を図中に記載しておくことが必要。他にも概念図を作成・掲載する場合はこの点に配慮してほしい。

[十三峠 童子ヶ根地区]

- ・地区の西部は墓地に通じる道路でもあるため、日常的に乗用車の通行がある。その他は日常的に乗用車の通行があるわけではないが、乗用車が通行することもあるため、路面保護の手法として枕木等の段状設置は好ましくなく、路面排水（横断）の手法として③木材・擬木製品等の設置もできるだけ避けてほしい。

[十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区]

- ・自動車の通行状況については十三峠 童子ヶ根地区と同様であるため、路面保護の手法として枕木等の段状設置は好ましくなく、路面排水（横断）の手法として③木材・擬木製品等の設置もできるだけ避けてほしい。

3) 一里塚の整備手法について

事務局から【資料3】を用いて、第5章第3節のうち（2）一里塚の整備について説明を行い、意見・助言を求めた。

（出席者からの意見・助言は以下の通り）

[鴨之巣一里塚]

- ・資料中、植生シートと養生シートの記載が混在しているので統一してほしい。
- ・むしろの設置は、安価ではあるが景観上の課題があると思われるので、①シート等設置を想定するのであれば植生シートが好ましい。
- ・植生シートを設置する際は、シートの密着性を高めるために表土の凹凸を平らにならす必要がある。また草も除去する必要がある、史跡の保護とこれらの措置を両立するための配慮が必要。
- ・一里塚表面の凹凸をならす点（すきとり）の適切性については、本質的価値をどの部分と認識しているかによるため、あらかじめ整理が必要。

[鴨之巣一里塚]

- ・整備手法の「盛土充填」の文言は「盛土復旧」などに修正することが望ましい。
- ・土のうなどで盛土を充填した場合も、元々の盛土と新規の盛土（充填した土）の間が水みちになってしまう可能性がある。雨水の侵入防止や表面の処理など、盛土を安定させる手法についても記載しておくことが必要。
- ・獣害対策の電気柵の設置について、電気柵自体は景観上大きな課題は無いが、注意喚起のための看板設置などで景観に影響がある。獣害対策用ネットの使用なども改めて検討した方がよい。
- ・奥之田一里塚には見学のための階段が設置されており、その維持管理についても方向性等を記載した方がよい。

[八瀬沢一里塚]

(特に意見・助言はなし)

[権現山一里塚]

- ・整備基本計画には権現山一里塚についても写真を掲載してほしい。

3. その他

次回懇談会は11月21日(金)に開催予定であることを説明した。